

令和 7 年 第 1 回
かつらぎ町議会定例会（12月会議）
議 案

令和 7 年 11 月 27 日提出

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会（12月会議）付議事件

報告第10号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
議案第132号	かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
議案第133号	かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第134号	かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	6
議案第135号	かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	16
議案第136号	かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	27
議案第137号	かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例を廃止する条例制定について	29
議案第138号	かつらぎ町企業立地促進助成金条例制定について	31
議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について	38
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について	39
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について	40
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について	41
議案第144号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第8号）	42
議案第145号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	72
議案第146号	令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	79
議案第147号	令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	84
議案第148号	令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第4号）	89
議案第149号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第4号）	99

報告第 10 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月27日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償額を定めることについては、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の
専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、
専決処分に付する。

令和7年11月4日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金873円を支払うものとすること。

3 事故の概要

（1）事故発生年月日

令和6年2月7日

（2）事故発生場所

かつらぎ町大字大谷地内

（3）事故の状況

令和6年2月7日午後3時00分頃、町道大谷11号線の横断側溝
に設置されたグレーチングに隙間が開いており、被害者が歩行した際、
その隙間に右足を落とし込み、足首を負傷させた。

議案第 132 号

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

氏 名 中 谷 政 紀

生年月日

提案理由

令和7年12月21日、中谷政紀委員任期満了のため。

議案第 133 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中阪 雅則

記

- 1 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が見直されたため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
制定について

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案文別記)

2 提案理由

乳児等通園支援事業について、必要な事項を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年 月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（町長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準及び乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者及び非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用に供する水

等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（事業所外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋内階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- （イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所ごとに2人を下回ることはできない。
- 3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する

職員に限る。) による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第 23 条 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第 21 条及び前条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 25 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第 26 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 57 号）（保育所に係るものに限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年かつらぎ町条例第 36 号）
- (準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第 3 章 雜則

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて

いるもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
制定について

かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案文別記）

2 提案理由

特定乳児等通園支援事業について、必要な事項を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年 月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。（以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都

道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第

3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受

けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の

勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならぬ。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特

定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもその家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）によ

り行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面

等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日から令和8年3月31日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第1条の規定（同法附則第1条第5号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この条例に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

議案第 136 号

かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例
を廃止する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例（昭和52年かつらぎ町条例第19号）を次の理由により、廃止するものとする。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
天野診療所を廃止するため、条例を廃止いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例を
ここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例（昭和 52 年かつ
らぎ町条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(かつらぎ町国民健康保険条例の一部改正)
- 2 かつらぎ町国民健康保険条例（昭和 34 年かつらぎ町条例第 2 号）の一部
を次のように改正する。
第 10 条第 1 項第 4 号中「保持増進」の次に「、療養環境の向上又は保険給
付」を加え、同条第 2 項を削る。
(かつらぎ町課室設置条例の一部改正)
- 3 かつらぎ町課室設置条例（昭和 37 年かつらぎ町条例第 3 号）の一部を次
のように改正する。
第 2 条健康保険課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から
第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

議案第 137 号

かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例
を廃止する条例制定について

かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例（平成12年かつらぎ町条例第20号）を次の理由により、廃止するものとする。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

1 かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例を廃止する条例（案文別記）

2 提案理由

軽度生活援助事業及び生きがい活動支援通所事業を廃止することに伴い、当該事業の手数料徴収に関する条例を廃止いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例
を廃止する条例

かつらぎ町介護予防・地域支え合い事業手数料の徴収に関する条例（平成 12 年かつらぎ町条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日までの利用に係る手数料については、なお従前の例による。

かつらぎ町企業立地促進助成金条例制定について

かつらぎ町企業立地促進助成金条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町企業立地促進助成金条例（案文別記）

2 提案理由

町内への企業立地を促進し、地域経済の発展と安定した雇用の創出を通じて町民生活の向上を実現するため、事業所の新設又は増設を行う事業者に対する助成制度を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町企業立地促進助成金条例をここに公布する。

令和 7 年 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町企業立地促進助成金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町内への企業の立地を促進し、もって本町における産業の振興、町民の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定資産 町内に設置した土地、家屋及び償却資産をいう。
- (2) 投下固定資産額 企業の立地のために取得した固定資産の取得価額の合計額をいう。
- (3) 新設 町内に事業所を有しない者が町内に新たに事業所を設置すること又は町内に事業所を有する者が当該事業所の業種と異なる業種の事業所を新たに町内に設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する者が当該事業所と同一の業種の事業規模を拡大する目的をもって、事業所を町内に設置することをいう。
- (5) 新規正規雇用者 当該新設又は増設に係る事業所（以下「指定事業所」という。）において新たに雇用した期間の定めのない労働契約を締結している指定事業所に常時勤務する者のうち、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (7) 大企業者 中小企業者以外の企業をいう。

(指定事業者)

第 3 条 町長は、町内に事業所を新設又は増設しようとする者で、次の各号のいずれかに該当し、町の産業の振興及び雇用創出に寄与すると認める者につ

いて、申請に基づき指定事業者（以下「指定事業者」という。）として指定することができる。

- (1) 製造業、物流関連産業、観光関連産業その他町長が適當と認める事業を行う者
 - (2) 町長が別に定める買い物利便性向上促進地域において、食料品又は日用生活用品を主として取り扱う小売店舗を新規に開設する者
- (指定の申請)

第4条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、立地計画書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合において、その内容が次の各号に掲げる基準にすべて適合すると認めるときは、指定事業者として指定するものとする。

- (1) 当該事業計画が第8条、第9条又は第10条に規定する助成金の交付要件のいずれかを満たし、その達成の蓋然性が高いと認められること。
- (2) 事業計画に実現性、継続性及び安定性が見込まれること。
- (3) 雇用計画が確実であり、地域への雇用の貢献度が期待できること。
- (4) 事業所の設置が、周辺の生活環境又は自然環境へ著しい悪影響を与えるおそれがないこと。
- (5) その他町の産業の振興及び雇用創出に寄与すると認められること。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定をしないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員（法人の役員又はこれに準ずる者をいう。）のうちに暴力団員があるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(進出協定の締結)

第5条 町長は、前条の規定により指定事業者の指定をしたときは、当該指定事業者及び指定事業所の立地、雇用計画、地域貢献等に関する事項について、進出協定を締結するものとする。

(助成金の交付)

第6条 町長は、指定事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の種類)

第7条 助成金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 固定資産投資促進助成金

- (2) 雇用促進助成金
- (3) 買い物利便性向上促進事業支援助成金
(固定資産投資促進助成金)

第8条 町長は、指定事業者が事業所を新設又は増設した場合において、指定事業所の操業を開始した日以後最初に固定資産税が課されることとなる年度から起算して5年間、当該固定資産に係る納付済み固定資産税の額に100分の100を乗じて得た額の助成金を、次の各号に掲げる要件及び区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として交付する。

- (1) 投下固定資産額が10億円以上であり、かつ、新規正規雇用者の数が30人以上である場合（次号及び第3号の区分に優先して適用する。） 5年間の累計額10億円
- (2) 前号の規定に該当しない中小企業者であって、投下固定資産額が3,000万円以上であり、かつ、新規正規雇用者の数が5人以上である場合 5年間の累計額1億円
- (3) 第1号の規定に該当しない大企業者であって、投下固定資産額が1億円以上であり、かつ、新規正規雇用者の数が10人以上である場合 5年間の累計額3億円
(雇用促進助成金)

第9条 町長は、指定事業者が指定事業所の操業を開始した日の属する年度から3年間、次の各号に定めるところにより算出した額の雇用促進助成金を交付するものとする。ただし、交付する助成金の合計額は、3,000万円を上限とする。

- (1) 操業を開始した日の属する年度にあっては、当該年度末日時点における新規正規雇用者の数に30万円を乗じて得た額
- (2) 前号の年度の翌年度及び翌々年度にあっては、各年度末日時点における前年度末日時点からの新規正規雇用者の純増数（当該数が負となるときは、0とする。）に30万円を乗じて得た額
(買い物利便性向上促進事業支援助成金)

第10条 町長は、指定事業者が、町長が別に定める買い物利便性向上促進地域において小売店舗を新規に開設する場合、第8条及び前条に規定する助成金に加えて、次に掲げる支援を行う。

- (1) 店舗の改装又は新規の設備導入に要する経費の一部を助成する。ただし、助成率は対象経費の4分の1以内とし、1,000万円を上限とする。
 - (2) 新規に賃借する店舗の家賃の一部を助成する。ただし、助成率は月額家賃の2分の1以内とし、月額10万円を上限に、操業開始から2年間交付する。
- 2 前項及び第3条第2号に規定する買い物利便性向上促進地域は、地域住民の日常生活に必要な物品の購入が困難な状況にあると認められる区域の中から、町長が特に支援が必要であると判断し、その区域を定めて告示するもの

とする。

(助成金の交付申請等)

第11条 第7条に規定する助成金の交付を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第12条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に当該指定事業者の指定事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定の取消し)

第13条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 指定の対象となった事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 進出協定に定める事項に違反したとき。
- (4) 町税その他本町の使用料等を滞納したとき。
- (5) 指定事業者が、第4条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により指定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 事業者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、規則で定める率を乗じて計算した加算金を町に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を徴収する場合において、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、当該加算金の全部又は一部を免除することができる。

(変更等の届出)

第15条 指定事業者は、指定事業所の事業を休止し、又は廃止したときは、速やかに規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、前項に規定するもののほか、法人の名称、所在地その他規則で定める重要な事項に変更があったときは、同様に町長に届け出なければならない。

らない。

(地位の承継)

第16条 指定事業者が、合併、分割、営業の譲渡又は相続（以下「合併等」という。）により、その地位を承継させようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、合併等により事業を承継した者を指定事業者とみなす。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者に対する助成金の交付については、なお従前の例による。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天野地域交流センター（ゆずり葉）の一部（2階 簡易宿泊施設）

2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
天野自治区

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

地域食材供給施設

2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山111番地の5

一般社団法人 道の駅紀の川万葉の里

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

国道480号沿地域振興交流施設

2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字教良寺373番地
紀農人株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) かつらぎ公園体育センター
- (2) かつらぎ公園グラウンド
- (3) かつらぎ公園スポーツセンター町民プール
- (4) かつらぎ公園テニスコート
- (5) かつらぎ河川グラウンド第1コート
- (6) かつらぎ河川グラウンド第2コート

2 指定管理者の団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野793番地
特定非営利活動法人憩楽クラブかつらぎ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) かつらぎ町立佐野こども園
- (2) かつらぎ町立三谷こども園

2 指定管理者の団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野827番地の1
社会福祉法人 かつらぎ福祉会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 144 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第8号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額にそれぞれ70, 136千円を追加し、歳入歳出それぞれ12, 603, 566千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え、総合支援事業費に係る扶助費の増額、補助金の決定等に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第8号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 國庫支出金		1,464,165	14,694	1,478,859
	1 國庫負担金	683,436	8,340	691,776
	2 國庫補助金	755,738	6,354	762,092
16 県支出金		774,253	1,694	775,947
	1 県負担金	402,455	1,655	404,110
	2 県補助金	315,038	39	315,077
17 財産収入		72,504	2,045	74,549
	2 財産運用収入	19,518	2,045	21,563
18 寄附金		395,908	2,999	398,907
	1 寄附金	395,908	2,999	398,907
19 繼入金		915,434	35,900	951,334
	2 基金繰入金	877,751	35,900	913,651
21 諸収入		165,702	8,004	173,706
	5 雜入	157,177	8,004	165,181
22 町債		1,299,900	4,800	1,304,700
	1 町債	1,299,900	4,800	1,304,700
補正されなかつた款項にかかる分		7,445,564		7,445,564

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	12,533,430	70,136	12,603,566

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		98,805	58	98,863
	1 議会費	98,805	58	98,863
2 総務費		1,749,340	56,824	1,806,164
	1 総務管理費	1,391,748	47,803	1,439,551
	2 徹税費	216,666	9,021	225,687
3 民生費		3,359,247	27,965	3,387,212
	1 社会福祉費	2,126,067	11,076	2,137,143
	2 児童福祉費	1,222,250	16,889	1,239,139
4 衛生費		1,160,941	△10,618	1,150,323
	1 保健衛生費	710,882	△6,869	704,013
	2 清掃費	450,059	△3,749	446,310
6 農林水産業費		434,289	△997	433,292
	1 農業費	357,684	△997	356,687

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		159,866	△84	159,782
	1 商工費	89,908	△84	89,824
8 土木費		1,351,390	△1,761	1,349,629
	2 道路橋梁費	291,329	△2,899	288,430
	4 都市計画費	325,347	1,138	326,485
9 消防費		520,157	3,774	523,931
	1 消防費	520,157	3,774	523,931
10 教育費		1,451,694	△9,975	1,441,719
	5 社会教育費	333,393	△10,078	323,315
	6 保健体育費	121,262	103	121,365
13 諸支出金		578,817	5,044	583,861
	1 基金費	578,817	5,044	583,861
14 予備費		30,383	△94	30,289
	1 予備費	30,383	△94	30,289
補正された款項にかかる分		1,638,501		1,638,501
歳出合計		12,533,430	70,136	12,603,566

1. 総括表

(歳入) (単位:千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第8号)

款	補正前の額	補正額	計
15 國庫支出金	1,464,165		14,694
16 県支出金	774,253		1,694
17 財産収入	72,504		2,045
18 寄附金	395,908		2,999
19 繰入金	915,434		35,900
21 諸収入	165,702		8,004
22 町債	1,299,900		4,800
補正された款項にかかる分	7,445,564		7,445,564
歳入合計	12,533,430		70,136

款	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	内訳	一般財源	
				国	県	支	出	金	地方債	その他
1 議会費	98,805	58	98,863							58
2 総務費	1,749,340	56,824	1,806,164			6,354				50,470
3 民生費	3,359,247	27,965	3,387,212			9,995		1,100		16,870
4 衛生費	1,160,941	△10,618	1,150,323			39				△10,657

6 農林水産業費	434,289	△997	433,292	△997
7 商 工 費	159,866	△84	159,782	△84
8 土 木 費	1,351,390	△1,761	1,349,629	△1,761
9 消 防 費	520,157	3,774	523,931	3,700
10 教 育 費	1,451,694	△9,975	1,441,719	△9,975
13 諸支出金	578,817	5,044	583,861	5,044
14 予 備 費	30,383	△94	30,289	△94
補正されなかつた款項にかかる分	1,638,501		1,638,501	
歳 出 合 計	12,533,430	70,136	12,603,566	16,388
			4,800	5,044
				43,904

1. 繙入

補正第8号

国庫支出金		目		補正前の額		補正額		計		節		説明	
款項	項目	区	分	金額	千円	区	分	金額	千円	区	分	金額	千円
15	国庫支出金	1,464,165		千円	14,694	1,478,859		千円					千円
1	国庫負担金	683,436		8,340		691,776							
	1 民生費国庫負担金	590,886		8,340		599,226							
	1 保険基盤安定制度負担金												
	3 総合支援事業費等負担金												
	5 国民年金市町村交付金												
	8 子どもたための教育・保育給付費負担金												

909
△35
24

4,867
464

2,113
△310

保険者支援分
20,887-19,978
未就学児均等割保険税分
373-408
産前産後保険税分
36-12

898 国民健康保険事業
保険者支援分
20,887-19,978
未就学児均等割保険税分
373-408
産前産後保険税分
36-12

909
△35
24

国庫支出金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
2 国庫補助金	千円 755,738	千円 6,354	千円 762,092			千円	千円
8 デジタル田園都市国家構想交付金	1,869	△1,869	0				
10 新しい地方経済・生活環境創生交付金				1 デジタル田園都市国家構想交付金	△1,869	地方創生推進交付金 0-1,869	
		8,223	8,223				
				1 新しい地方経済・生活環境創生交付金	8,223	8,223-0	
16 県支出金	774,253	1,694	775,947				
1 県負担金	402,455	1,655	404,110				
2 民生費県負担金	333,732	1,655	335,387				
				1 保険基盤安定制度負担金	△1,485	国民健康保険事業 保険税軽減分 55,700-56,549	△849
						保険者支援分 10,443-9,989	454
						未就学児均等割保険税分 187-204	△17
						産前産後保険税分 18-6	12

款項	目	補正前の額	補正額	額	計		金額	説明
					区分	金額		
		千円	千円	千円			千円	後期高齢者医療事業 67, 351-68, 436 △1,085
4	総合支援事業費 等負担金				2,665	総合支援給付費 障害福祉サービス費 117, 433-115, 000 相談支援給付費 3, 382-3, 150	2,433 232	
8	こどものための 教育・保育給付 費負担金				475	3歳未満児 2, 602-1, 972 3歳以上児 686-841	630 △155	
2	県補助金	315,038	39	315,077				
	4 農林水産業費 補助金	119,701	39	119,740				
					6	病害虫防除対策 事業補助金	39	496-457
17	財産収入	72,504	2,045	74,549				
2	財産運用収入	19,518	2,045	21,563				
	1 利子及び配当金	5,366	2,045	7,411				

財産収入 款項	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
					区分	金額	
				1 利子及び配当金	千円	2,045	減債基金預金利子 1 8 9 - 1 3 8
				財政調整基金預金利子 4, 0 4 4 - 2, 7 8 2			1,262
				かつらぎ町地域食材供給施設整備基金預金利子 1 1 - 5			6
				公立学校施設整備基金預金利子 3 6 5 - 2 6 8			97
				ふるさとかつらぎ基金預金利子 1, 1 2 7 - 9 1 8			209
				定住促進住宅整備基金預金利子 1 7 2 - 1 2 8			44
				文化財保護基金預金利子 2 0 - 1 1			9
				庁舎建設基金預金利子 1, 0 1 8 - 7 4 6			272
				かつらぎ町公立学校図書館基金預金利子 1 2 - 7			5
				災害対策基金預金利子 1 9 1 - 1 4 0			51
				青少年健全育成基金預金利子 8 - 4			4
				ふるさとの森づくり基金預金利子 2 1 - 1 1			10
				かつらぎ西パークシングエリア上り線地域振興施設整備基金 預金利子 2 2 - 1 2			10
				企業版ふるさと納税基金預金利子 4 9 - 3 4			15

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
18	寄附金	千円 395,908	千円 2,999	千円 398,907		千円	
1	寄附金	395,908	2,999	398,907			
	4 農林水産業費寄附金	2	2,999	3,001			
					1 農林水産業費寄附金	2,999	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金寄附金 3,000-1
19	繰入金	915,434	35,900	951,334			
2	基金繰入金	877,751	35,900	913,651			
	1 基金繰入金	877,751	35,900	913,651			
					1 財政調整基金繰入金	35,900	562,400-526,500
21	諸収入	165,702	8,004	173,706			
	5 雜入	157,177	8,004	165,181			
	1 雜入	157,177	8,004	165,181			
					1 雜入	8,004	橋本周辺広域市町村圏組合負担金返還金 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場直接搬入手数料還付 金 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場壳却益精算金 2,345 2,345 3,428

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
22	町債	千円 1,299,900	千円 4,800	千円 1,304,700		千円	千円
1	町債	1,299,900	4,800	1,304,700			
	2 民生債	75,300	1,100	76,400			
					1 民生債		1,100 公共施設等適正管理推進事業 こども園長寿命化事業 5,700-4,600
6 消防債		21,600	3,700	25,300			
					1 消防債		3,700 緊急防災・減災事業 全国瞬時警報システム更新 3,700-0
	歳入合計	12,533,430		70,136	12,603,566		

2. 繢出
議会費

款項	項目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
						特	定	財	一般財源	
						国県支出金	地方債	その他	千円	千円
1	議会費	98,805	千円 58	千円 98,863	98,863	千円	千円	千円	58	千円
1	議会費	98,805	58	98,863				58		
	1 議会費	98,805	58	98,863				58		
2	総務費	1,749,340	56,824	1,806,164	6,354				50,470	
1	総務管理費	1,391,748	47,803	1,439,551	6,354			41,449		
	1 一般管理費	477,097	46,888	523,985				46,888		
									2 給料	△1,616 職員給
										△1,479 扶養手当 △1,500 期末勤勉手当
									4 共済費	△600 職員共済組合負担金
									18 負担金、補助及び交付金	50,583 退職手当負担金
4	広報費	27,011		27,011	5,524			△5,524		
5	会計管理費	79,578	915	80,493				915		

款項	目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特	定	財	源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 企画費	291,201			291,201	253				△253			
15 支所費	54,762			54,762	577				△577			
2 徴税費	216,666	9,021	225,687						9,021			
1 税務賦課徴収費	216,666	9,021	225,687						9,021			
										2 給料	4,488	職員給
										3 職員手当等	1,153	通勤手当 超勤手当
										4 共済費	3,380	職員共済組合負担金
3 民生費	3,359,247	27,965	3,387,212	9,995	1,100				16,870			
1 社会福祉費	2,126,067	11,076	2,137,143	7,717					3,359			
1 社会福祉総務費	846,608	1,433	848,041	498					935			
										3 職員手当等	50	扶養手当
										27 繰出金	1,383	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険基金安定制度)
												684

款項	目	補正額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
					国庫支出金	地方債	その他の	一般財源	区分	金額	
8 後期高齢者医療事業費		395,097	△1,327	393,770	△1,085			△242			
12 総合支援費		567,730	10,662	578,392	7,996			2,666			
15 国民年金事務費		8,205	308	8,513	308			19扶助費	10,662	障害福祉サービス費 相談支援給付費	9,733 929
2 児童福祉費		1,222,250	16,889	1,239,139	2,278	1,100		13,511			308 国民年金システム改修業務委託料
1 児童福祉総務費		131,745	15,071	146,816	2,278			12,793			

款項	目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
						特	定	財	一般財源	その他	区分	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 子ども医療費	61,173	1,044	62,217						3 職員手当等	286	扶養手当 児童手当 通勤手当	職員給
6 子ども園運営費	611,995	774	612,769						4 共済費	2,204	職員共済組合負担金	
4 衛生費	1,160,941	△10,618	1,150,323	39					12 委託料	8,639	保育業務委託料	
1 保健衛生費	710,882	△6,869	704,013	39					19 扶助費	1,044	子ども医療費(単独分)	
1 保健衛生総務費	127,513	△8,029	119,484						△326			
									14 工事請負費	774	三谷こども園プール改修工事	
									△10,657			
									△6,908			
									△8,029			
									2 給料	△5,459	職員給	

款項	目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
						特	定	財	一般財源	区 分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 環境衛生費		292,325	900	293,225						△1,070	超勤手当 期末勤勉手当	千円 930 △2,000
8 斎場管理費		78,156	260	78,416	39				3 職員手当等	△1,500	職員共済組合負担金	
2 清掃費		450,059	△3,749	446,310					4 共済費	△1,500		
1 清掃総務費		281,581	△3,749	277,832					18 負担金、補助及び交付金	900	簡易水道等加入分担金補助金	
6 農林水産業費		434,289	△997	433,292					12 委託料	260	斎場樹木伐採業務委託料	
1 農業費		357,684	△997	356,687					3 職員手当等	△700	期末勤勉手当	
									4 共済費	△700	職員共済組合負担金	
									△997	△997		

款項	項目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
						特	定	財	源	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						千円	千円	千円	千円	千円
1 農業委員会費	農業委員会	28,612	△1,415	27,197					△1,415	△200
2 農業総務費	農業総務費	42,160	418	42,578					△1,529	460
7 商工費	商工費	159,866	△84	159,782					△15	19
1 商工総務費	商工総務費	89,908	△84	89,824					△20	
8 土木費	土木費	1,351,390	△1,761	1,349,629					△1,761	
2 道路橋梁費	道路橋梁費	291,329	△2,899	288,430					△2,899	

土木費		補正額				補正額の財源内訳				説明	
款項	項目	補正額の前額	補正額	補正額	計	特	定	財	一般財源	区分	金額
		千円	千円	千円	千円	国県支出金	地方債	その他	千円	千円	千円
	1 道路橋梁総務費	21,486	△2,996	18,490	18,490				△2,996		
										2 給料	△2,196 職員給
										3 職員手当等	△400 期末勤勉手当
										4 共済費	△400 職員共済組合負担金
	4 社会資本整備総合交付金事業費	26,437	97	26,534	26,534				97		
										2 給料	△80 職員給
										3 職員手当等	177 扶養手当 児童手当
	4 都市計画費	325,347	1,138	326,485	326,485				1,138		
	1 都市計画総務費	225,775	1,138	226,913	226,913				1,138		
										27 繰出金	1,138 下水道事業会計繰出金
	9 消防費	520,157	3,774	523,931	523,931				3,700	74	
	1 消防費	520,157	3,774	523,931	523,931				3,700	74	

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 非常備消防費	143,602	千円 45	143,647	千円 45							
7 防災費	43,884	3,729	47,613		3,700	29			2 給料	45	職員給
10 教育費	1,451,694	△9,975	1,441,719						12 委託料	3,729	全国瞬時警報システム更新業務委託料
5 社会教育費	333,393	△10,078	323,315					△9,975			
1 社会教育総務費	98,538	△10,078	88,460					△10,078			
6 保健体育費	121,262	103	121,365						2 給料	△6,078	職員給
3 体育施設管理費	117,335	103	117,438						3 職員手当等	△2,000	期末勤勉手当
									4 共済費	△2,000	職員共済組合負担金
									3 職員手当等	△2,000	期末勤勉手当
									3 職員手当等	103	扶養手当
											58 45 扶養手当 尼童手当

款項	目	補正額	前補正額	計	補正額の財源内訳		節	説明
					特定期	一般財源		
13	諸支出金	千円	千円	千円	国庫支出金	地方債	千円	千円
1	基 金 費	578,817	5,044	583,861	583,861	千円	5,044	千円
	1 減債基金費	138	51	189			51	
	2 財政調整基金費	164,782	1,262	166,044		1,262		
	3 庁舎建設基金費	746	272	1,018			24 積立金	1,262 財政調整基金積立金
	4 ふるさとかつらぎ基金費	391,318	209	391,527		209	24 積立金	272 庁舎建設基金積立金
	5 企業版ふるさと納税基金費	34	15	49		15	24 積立金	209 ふるさとかつらぎ基金積立金
							24 積立金	15 企業版ふるさと納税基金積立金

款項	目	補正額	前額	計	補正額の財源内訳			説明					
					特	定	財						
					国県支出金	地方債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	ふるさとの森づくり基金費	千円 11	千円 10	千円 21			千円	千円 10					
7	災害対策基金費	140	51	191			51			24 積立金	10	ふるさとの森づくり基金積立金	
8	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金費	6	3,005	3,011			3,005			24 積立金	51	災害対策基金積立金	
9	かつらぎ西ペーリングエリア上り線地域振興施設整備基金費	13	10	23			10			24 積立金	3,005	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金積立金	

款項	目	補の正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
						特	定	財	一般財源	その他の	千円	
12	定住促進住宅整備基金費	6,748	千円	44	千円	6,792	千円	千円	44	千円	千円	千円
13	公立学校施設整備基金費	1,516	97	1,613								定住促進住宅整備基金積立金
14	かつらぎ町公立学校図書館基金費	7	5	12					5			
15	文化財保護基金費	11	9	20					9			かつらぎ町公立学校図書館基金積立金
16	かつらぎ町青少年健全育成基金費	4	4	8					4			文化財保護基金積立金
												かつらぎ町青少年健全育成基金積立金

款項	目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特	定	財	源	一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他	千円	千円	千円	千円	
14	予備費	30,383	千円	△94	30,289	千円	千円	千円	千円	△94		千円	
1	予備費	30,383	△94	30,289						△94			
1	予備費	30,383	△94	30,289						△94			
	歳出合計	12,533,430	70,136	12,603,566	16,388	4,800	5,044	43,904					

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁舎整備事業			令和8年度	
			（）	3, 438, 000千円
こども園指定管理料			令和31年度	
			（）	3, 017, 365千円
かつらぎ公園スポーツ施設指定管理料			令和7年度	
			（）	145, 650千円
			令和12年度	
			（）	

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
こども園長寿命化事業	千円 4,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行つ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることが可 能。	千円 5,700	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行つ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることが可 能。
全国瞬時警報システム更新					3,700	〃	〃	〃

1 特別職 給与費明細書

1 特別職

(一般)

区分		職員数(人)		給				費				合計		備考
補正後	長等	報酬	給料	期年	未支給	当手当	その他の手当	計	共済費	合計	34,737	55,338	5,338	
		議員	36,793	22,200	6,013 (2.50)	227	28,440	6,297	9,879	9,879				
補正前	その他の特別職	46	7,419		8,666 (2.60)			45,459			7,478	59	59	
	計	61	44,212	22,200	14,679			227	81,318	16,235				
比較	長等	3		22,200	6,013 (2.50)	227	28,440	6,297	9,879	9,879	55,280	5,280	5,280	
	議員	12	36,735		8,666 (2.60)			45,401						
その他の特別職	46	7,419						7,419	59	59	7,478	59	59	
	計	61	44,154	22,200	14,679			227	81,260	16,235				
比較	長等										58	58	58	
	議員		58											
その他の特別職											58	58	58	
	計		58											

給与費明細書

2. 一般職 (1) 総括

(一般)

区分	職員数	給			費 計	共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 287	千円 183,792	千円 727,042	千円 533,620	千円 1,444,454	千円 307,237	千円 1,751,691	
補正前	290	183,792	737,958	535,853	1,457,603	307,053	1,764,656	
比較	△ 3	△ 10,916	△ 2,233	△ 13,149	184	△ 12,965		
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当 管理職手当
		千円 22,878	千円 368,209	千円 22,201	千円 8,165	千円 528	千円 79,871	千円 11,760
	補正前	22,525	375,009	21,988	8,165	528	76,015	11,760
	比較	353	△ 6,800	213		3,856		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計	
職員手当 の内訳		千円 14,920	千円 1,723	千円 2,365	千円 1,000	千円	千円	千円
	補正後	14,775	1,723	2,365	1,000			533,620
	補正前	14,775	1,723	2,365	1,000			535,853
	比較	145					△ 2,233	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	△ 10,916	人事異動等に伴う職員給料減		
職員手当	△ 2,233	人事異動等に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況
区分 1人当たり給与費(千円)
補正後 6,471
補正前 6,437

(一般)

区分	職員数	給			費 計	共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 184	千円 727,042	千円 463,531	千円 1,190,573	千円 262,311	千円 1,452,884		
補正前	187	737,958	465,764	1,203,722	262,127	1,465,849		
比較	△ 3	△ 10,916	△ 2,233	△ 13,149	184	△ 12,965		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当 管理職手当
	補正後	千円 22,878	千円 303,192	千円 17,129	千円 8,165	千円 528	千円 79,871	千円 11,760
	補正前	22,525	309,992	16,916	8,165	528	76,015	11,760
	比較	353	△ 6,800	213			3,856	
職員手当の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 14,920	千円 1,723	千円 2,365	千円 1,000	千円		千円 463,531
	補正前	14,775	1,723	2,365	1,000			465,764
	比較	145						△ 2,233

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	△ 10,916	人事異動等に伴う職員給料減		
職員手当	△ 2,233	人事異動等に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況
職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,471
補正前	6,437

(一般)

イ 会計年度任用職員		給 酬			給 料			与 費			共済費			合 計		備 考	
区分	職員数	報酬	給料	職員手当	千円	千円	職員手当	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	103	183,792				70,089		253,881		44,926		298,807					
補正前	103	183,792				70,089		253,881		44,926		298,807					
比較																	
区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当		超勤手当										
補正後			千円	千円	千円	65,017	5,072		千円	千円	千円	千円					
補正前				65,017		65,017		5,072									
比較																	
職員手当の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当											計
			千円	千円	千円		千円		千円	千円	千円	千円					
	補正後																
	補正前																
	比較																

議案第 145 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ72,080千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,424,244千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

療養給付費及び高額療養費等の増額に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第3号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		393,303	△662	392,641
3 県支出金	1 国民健康保険税	393,303	△662	392,641
4 財産収入	1 県負担金・補助金	1,674,712	72,000	1,746,712
5 繰入金	1 財産収入	1,671,551	72,000	1,743,551
		329	80	409
		329	80	409
		221,614	662	222,276
	1 他会計繰入金	181,614	662	182,276
	補正されなかつた款項にかかる分	62,206		62,206
	歳入合計	2,352,164	72,080	2,424,244

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,652,791	72,000	1,724,791
	1 療養諸費	1,428,990	27,000	1,455,990
	2 高額療養費	216,600	45,000	261,600
6 諸支出金		60,516	80	60,596

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 基 金 費	34,481	80	34,561
補正されなかつた款項にかかる分		638,857		638,857
歳出	合計	2,352,164	72,080	2,424,244

1. 総括表
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		393,303		△662
3 県支出金		1,674,712		72,000
4 財産収入		329		80
5 繼入金		221,614		662
補正されなかつた款項にかかる分		62,206		62,206
歳入合計		2,352,164		72,080
				2,424,244

款		補正前の額	補正額	財源	内訳
		計	特	定	財
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 保険給付費	1,652,791	72,000	1,724,791	72,000	
6 諸支出金	60,516	80	60,596		80
補正されなかつた款項にかかる分	638,857		638,857		
歳出合計	2,352,164	72,080	2,424,244	72,000	80

1. 繙入

国民健康保険税

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	国民健康保険税	千円 393,303	千円 △662	千円 392,641		千円	千円
1	国民健康保険税	393,303	△662	392,641			
	1 国民健康保険税	393,303	△662	392,641			
					1 医療給付費分現年課税分	△4,582	258,915 - 263,497
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	3,207	92,098 - 88,891
					3 介護納付金分現年課税分	713	30,456 - 29,743
3	県支出金	1,674,712	72,000	1,746,712			
1	県負担金・補助金	1,671,551	72,000	1,743,551			
	1 保険給付費等交付金	1,671,551	72,000	1,743,551			
					1 保険給付費等交付金(普通交付金)	72,000	1,721,649, 473
4	財産収入	329	80	409			

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	財産収入	千円 329	千円 80	千円 409		千円	千円
	1 利子及び配当金	329	80	409			
					1 利子及び配当金	80	国民健康保険事業基金積立金利子
5	繰入金	221,614	662	222,276			
1	他会計繰入金	181,614	662	182,276			
	1 一般会計繰入金	181,614	662	182,276			
					1 保険基盤安定繰入金	662	保険基盤安定繰入金 116,039-115,355
							未就学児均等割保険税繰入金 746-816
							△70
							48
							産前産後保険税繰入金 72-24
	歳入合計	2,352,164	72,080	2,424,244			

出歲2.

費付給保險呆

議案第 146 号

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,003千円を追加し、歳入歳出それぞれ672,425千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

後期高齢者医療保険料等の増額に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第3号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		260,518	9,330	269,848
	1 後期高齢者医療保険料	260,518	9,330	269,848
3 繼入金		391,111	△1,327	389,784
	1 一般会計繰入金	391,111	△1,327	389,784
補正されなかつた款項にかかる分		12,793		12,793
歳入合計		664,422	8,003	672,425

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		639,171	8,003	647,174
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	639,171	8,003	647,174
補正されなかつた款項にかかる分		25,251		25,251
歳出合計		664,422	8,003	672,425

1. 総括表

(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	計
1	後期高齢者医療保険料	260,518		9,330
3	繰入金	391,111		△1,327
	補正された款項にかかる分	12,793		12,793
	歳入合計	664,422		8,003
				672,425

(歳出)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源	財源の内訳
					国県支出金	地方債
2	後期高齢者医療広域連合納付金	639,171	8,003	647,174		
	補正されなかつた款項にかかる分	25,251		25,251		
	歳出合計	664,422	8,003	672,425		
						8,003

1. 岐 入

後期高齢者医療保険料

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	後期高齢者医療 保険料	千円 260, 518	千円 9, 330	千円 269, 848		千円	千円
1	後期高齢者医療 保険料	260, 518	9, 330	269, 848			
	1 後期高齢者医療 保険料	260, 518	9, 330	269, 848			
					1 現年度分	9, 330	特別徴収保険料
3	繰 入 金	391, 111	△1, 327	389, 784			
1	一般会計繰入金	391, 111	△1, 327	389, 784			
	1 一般会計繰入金	391, 111	△1, 327	389, 784			
					1 保険基盤安定繰 入金	△1, 445	8 9, 8 0 3 - 9 1, 2 4 8
					2 療養給付費繰入 金	118	2 7 7, 4 5 5 - 2 7 7, 3 3 7
	岐 入 合 計	664, 422	8, 003	672, 425			

2. 岐出

後期高齢者医療広域連合納付金

補正第3号

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					国県支出金	特定期	一般財源		
2	後期高齢者医療広域連合納付金	千円 639,171	千円 8,003	千円 647,174	千円	千円	千円 8,003	千円	千円
1	後期高齢者医療広域連合納付金	639,171	8,003	647,174			8,003		
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	639,171	8,003	647,174			8,003		
								18 負担金、補助及び交付金	8,003
									後期高齢者医療広域連合納付金 (保険料分) 後期高齢者医療広域連合納付金 (保険基盤安定制度分) △1,445 後期高齢者医療広域連合納付金 (療養給付費分)
									9,330 △1,445 118
	歳出合計	664,422	8,003	672,425			8,003		

議案第 147 号

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,607千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,781,259千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

介護保険制度改革改正に伴うシステム改修費用等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第3号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 國庫支出金		692,741	720	693,461
	2 國庫補助金	254,566	720	255,286
6 財産収入		461	166	627
	1 財産運用収入	461	166	627
7 繼入金		511,376	721	512,097
	1 一般会計繰入金	444,446	721	445,167
補正されなかつた款項にかかる分		1,575,074		1,575,074
歳入合計		2,779,652	1,607	2,781,259

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,206	1,441	77,647
	1 総務管理費	58,045	1,441	59,486
4 諸支出金		88,294	166	88,460
	2 基金費	41,990	166	42,156
補正されなかつた款項にかかる分		2,615,152		2,615,152
歳出合計		2,779,652	1,607	2,781,259

1. 総括表

(歳入) (歳出) (単位:千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

款		補正前の額		補正額		計	
3 国庫支出金		692,741		720		693,461	
6 財産収入		461		166		627	
7 繰入金		511,376		721		512,097	
補正されなかつた款項にかかる分		1,575,074				1,575,074	
歳入合計		2,779,652		1,607		2,781,259	

款		補正前の額		補正額		計		(単位:千円)	
								国 県 支 出 金	地 方 債 財
1 総務費	76,206	1,441	77,647	720		721			一般財源
4 諸支出金	88,294	166	88,460			166			
補正されなかつた款項にかかる分	2,615,152		2,615,152						
歳出入合計	2,779,652	1,607	2,781,259	720		887			

1. 岐 入

国庫支出金

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		千円 692,741	千円 720	千円 693,461		千円	千円
2 国庫補助金		254,566	720	255,286			
7 介護保険事業費 国庫補助金		720	720				
6 財産収入		461	166	627			
1 財産運用収入		461	166	627			
1 利子及び配当金		461	166	627			
					1 利子及び配当金	166	166 介護保険事業基金預金利子
7 操 入 金		511,376	721	512,097			
1 一般会計繰入金		444,446	721	445,167			
6 その他一般会計 繰入金		76,052	721	76,773			
					1 職員給与費等繰入金		721 職員給与費等繰入金
	歳 入 合 計	2,779,652	1,607	2,781,259			

歲出二。

3号 第三

款項	目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源				節		説明
						国県支出金	特定	地方債	その他の	一般財源	区分	金額
1 総務費	総務費	76,206	千円	1,441	千円	77,647	千円	720	千円	721	千円	千円
1 総務管理費	総務管理費	58,045	千円	1,441	千円	59,486	千円	720	千円	721	千円	千円
1 一般管理費	一般管理費	57,666	千円	1,441	千円	59,107	千円	720	千円	721	千円	千円
4 諸支出金	諸支出金	88,294	千円	166	千円	88,460	千円	166	千円	166	千円	千円
2 基本金	基本金	41,990	千円	166	千円	42,156	千円	166	千円	166	千円	千円
1 介護保険事業基金費	介護保険事業基金費	41,990	千円	166	千円	42,156	千円	166	千円	166	千円	千円
										24 積立金	166 介護保険事業基金積立金	
	歳出合計	2,779,652		1,607		2,781,259		720		887		

議案第 148 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1）上水道の部

支出

（単位：千円）

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	318,838	1,509	320,347
第1項 営業費用	291,433	1,509	292,942

（2）簡易水道の部

収入

（単位：千円）

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	113,899	1,400	115,299
第2項 営業外収益	59,844	1,400	61,244

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「219,520千円」を「220,199千円」に、過年度分損益勘定留保資金「160,742千円」を「161,421千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（1）花園梁瀬簡易水道の部

支出

（単位：千円）

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,554	679	2,233
第1項 建設改良費	4	679	683

第4条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「8,299千円」を「8,978千円」に改める。

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

人件費及び加入分担金等の増額を予算措置いたしたい。

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)
(上水道の部)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的 収入)				
1 水道事業収益		283,867	0	283,867
(資本的 収入)				
1 資本的収入		265,898	0	265,898
収入合計		549,765	0	549,765

1. 総括 (支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額	財源の内訳	
		予定額			国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)							
1 水道事業費用		318,838	1,509	320,347			
(資本的支出)							
1 資本的支出		466,984	0	466,984			
支出合計		785,822	1,509	787,331			
							1,509

3. 支出(収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区分	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他				
1	水道事業費用	千円 318,838	千円 1,509	千円 320,347				千円 1,509		千円 1,509	
1	営業費用	291,433	1,509	292,942				1,509		1,509	
	4 総係費	81,072	1,509	82,581				1,509		1,509	
									2 手 当	1,509	超勤手当
	支出合計	318,838	1,509	320,347						1,509	

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)
 (簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益		113,899	1,400	115,299
(資本的収入)				
1 資本的収入		125,403	0	125,403
収入合計		239,302	1,400	240,702

1. 総括 (支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳
					特定期
					定財源
					一般財源
(収益的支出)					
1 水道事業費用		133,410	0	133,410	
(資本的支出)					
1 資本的支出		143,135	0	143,135	
支出合計		276,545	0	276,545	

2. 収入(収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 113,899	千円 1,400	千円 115,299			千円
2	営業外収益	59,844	1,400	61,244			
	2分担金	4,204	1,400	5,604			
				1 加入分担 金		1,400	5, 604 - 4, 204
	収入合計	113,899		1,400		115,299	

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)
 (花園梁瀬簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的 収入)				
1 水道事業収益		4,305	0	4,305
(資本的 収入)				
1 資本的収入		852	0	852
収入合計		5,157	0	5,157

(単位:千円)

1. 総括 (支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額	特定期	定期	財源	財源	内訳
					国県支出金	地方債	その他			
(収益的 支出)										
1 水道事業費用		6,444	0	6,444						
(資本的 支出)										
1 資本的支出		1,554	679	2,233						
支出合計		7,998	679	8,677						

(単位:千円)

5. 支出(資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区分分	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他				
1 資本的支出	建設改良費	千円 1,554	千円 679	千円 2,233	千円	千円	千円	千円 679	千円 679	千円 679	千円 679
	3 改良更新費	4	679	683					679		
		0	679	679				679			
								22 材料費	679	679	材料費
	支出合計	1,554	679	2,233						679	

(1) 総括 給与費明細書

(水道事業)
(単位: 千円)

区分	職員数(人)	給与費			法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬		
損益勘定支弁職員	13	8 (0)	199	30,052	20,119	50,370
資本勘定支弁職員						11,149
合計	13	8 (0)	199	30,052	20,119	50,370
損益勘定支弁職員	13	8 (0)	199	30,052	18,610	48,861
資本勘定支弁職員						11,149
合計	13	8 (0)	199	30,052	18,610	48,861
損益勘定支弁職員					1,509	1,509
資本勘定支弁職員						1,509
合計					1,509	1,509

区分	扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	居住手当	当勤手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	当地職手当	域手当	手当の内訳
補正後	597	12,479	283				5,667	13			
補正前	597	12,479	283				4,158	13			
比 較							1,509				
区分	徴収手当	緊急連絡機手当	管理職員特別勤務手当	児童手当							合計
補正後	12	708			360						20,119
補正前	12	708			360						18,610
比 較											1,509
	区分	一人当たり給与費(千円)									
	補正後	6,271									
	補正前	6,083									

※ () 内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について示している。

ア 会計年度任用職員以外の職員
給 費 与 費 細 細 書

(水道事業)

(単位 : 千円)

区分	職員数(人)	給与費			法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬		
損益勘定支弁職員 補正後	13	6 (0)	199	25,627	18,408	44,234
資本勘定支弁職員 合計	13	6 (0)	199	25,627	18,408	44,234
損益勘定支弁職員 補正前	13	6 (0)	199	25,627	16,899	42,725
資本勘定支弁職員 合計	13	6 (0)	199	25,627	16,899	42,725
損益勘定支弁職員 比較					1,509	1,509
資本勘定支弁職員 合計					1,509	1,509
						1,509

区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	当地職手当	当地手当	計	
補正後	597	10,857	194			5,667	13				
補正前	597	10,857	194			4,158	13				
比						1,509					
較											
手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	当地職手当	当地手当	計
	補正後	12	708			360					18,408
	補正前	12	708			360					16,899
	比										1,509
	区分										
	補正後										7,339
	補正前										7,088

イ 会計年度任用職員

給 費 与 費 細 明 書

(水道事業)

(単位: 千円)

区分	職員数(人)	給与費			法定福利費	合計	
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計
損益勘定支弁職員	2 (0)			4,425	1,711	6,136	1,186
資本勘定支弁職員							7,322
合計	2 (0)			4,425	1,711	6,136	1,186
損益勘定支弁職員	2 (0)			4,425	1,711	6,136	1,186
資本勘定支弁職員							7,322
合計	2 (0)			4,425	1,711	6,136	1,186
損益勘定支弁職員							7,322
資本勘定支弁職員							
合計							

区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	合計	当地職手当	
補正後		1,622	89							
補正前		1,622	89							
比										
較										
手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	合計	当地職手当
	補正後		1,622	89						
	補正前		1,622	89						
	比									
	較									
	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	合計	当地職手当
	補正後		1,711							
	補正前		1,711							
	比									
	較									
	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	合計	当地職手当
	補正後		3,068							
	補正前		3,068							
	比									
	較									
	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	合計	当地職手当
	補正後		3,068							
	補正前		3,068							
	比									
	較									

議案第 149 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	436,574	1,138	437,712
第2項 営業外収益	268,616	1,138	269,754

支 出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	460,766	1,138	461,904
第1項 営業費用	423,389	1,138	424,527

令和7年11月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え等を予算措置いたしたい。

令和 7 年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第 4 号)

1. 総括 (収入)		補正前の予定額			補正予定額		計	
(収益的 収入)								
1 下水道事業収益		436,574			1,138			437,712
(資本的 収入)								
1 資本的収入		201,947			0			201,947
収入合計		638,521			1,138			639,659

1. 総括 (支出)		補正前の予定額			補正予定額			(単位:千円)	
(収益的 支出)									
1 下水道事業費用		460,766		1,138	461,904				1,138
(資本的 支出)									
1 資本的支出		295,719		0	295,719				
支出合計		756,485		1,138	757,623				1,138

2. 受入（収益の収入）

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	下水道事業収益	千円 436,574	千円 1,138	千円 437,712		千円	
2	営業外収益	268,616	1,138	269,754			
	2 他会計補助金	118,351	1,138	119,489			
					1 一般会計 補助金	1,138	一般会計繰入金
	収入合計	436,574	1,138	437,712			

3. 支出 (収益の支出)

給 給 与 費 明 細 書

(1) 総括

(下水道事業)

(単位: 千円)

区分	職員数(人)	給与費						法定福利費合計	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	6	4 (0)	168	16,038	8,767	24,973	5,343	30,316
資本勘定支弁職員									
合計		6	4 (0)	168	16,038	8,767	24,973	5,343	30,316
補正前	損益勘定支弁職員	6	4 (0)	168	15,899	7,837	23,904	5,281	29,185
資本勘定支弁職員									
合計		6	4 (0)	168	15,899	7,837	23,904	5,281	29,185
比較	損益勘定支弁職員								
	資本勘定支弁職員								
合計									

区分	扶養手当	期末勘定手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当	合計	手当の内訳
補正後	439	5,169	190	104	2,153				480	
補正前	313	5,169	176	104	1,423				480	
比較	126		14		730					
区分	徴収手当	管理職員特別勤務手当	児童手当							
補正後		12	220						8,767	
補正前		12	160						7,837	
比較			60						930	

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	7,579
補正前	7,296

※ () 内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について示している。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(下水道事業)

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費					法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計	
補正後	損益勘定支弁職員	6	3 (0)	168	13,323	7,629	21,120	4,584
合計	資本勘定支弁職員	6	3 (0)	168	13,323	7,629	21,120	4,584
補正前	損益勘定支弁職員	6	3 (0)	168	13,184	6,699	20,051	4,522
比較	合計	6	3 (0)	168	13,184	6,699	20,051	4,522
	損益勘定支弁職員				139	930	1,069	62
	資本勘定支弁職員							
	合計				139	930	1,069	62
								1,131

区分	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	勤手当	住居手当	超勤手当	勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地城手当
補正後	補正後	439	4,085	149	104	2,140				480	
補正前	補正前	313	4,085	135	104	1,410				480	
比較	比較	126		14		730					
手当の内訳	区分	徴収手当	管理職員特別勤務手当	児童手当						合計	
	補正後			12	220					7,629	
	補正前			12	160					6,699	
	比較			60						930	

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	8,568
補正前	8,191

イ 会計年度任用職員

(下水道事業)

(単位:千円)

区分	職員数(人)	賃与費					法定福利費合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	1	(0)		2,715	1,138	3,853
資本勘定支弁職員							759
合計		1		2,715	1,138	3,853	4,612
補正前	損益勘定支弁職員	1	(0)		2,715	1,138	3,853
資本勘定支弁職員							759
合計		1		2,715	1,138	3,853	4,612
比 較	損益勘定支弁職員						
	資本勘定支弁職員						
	合計						

区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当	手当	計
補正後		1,084	41		13					
補正前		1,084	41		13					
比較										
区分	扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当	手当	計
補正後										
補正前										
比較										